

よくあるトラブル事例 & 対処法

消費生活センターのマスコット  がアドバイスします!

訪問購入

「不用品を買い取る」などと電話をしてから訪問することもあります。不用品ではなく、貴金属などを強引に、相場よりかなり安い値段で買い取ります。

◎ 契約してしまっても、8日以内であればクーリング・オフでき、その期間内は物品の引渡しは拒否できます。



利殖商法と二次被害

「高く買い取ります」や「被害を回復します」はうそ!

「絶対にもうかる」と利益を強調し、社債・外国通貨などの金融商品や老人ホームの利用権などの権利を勧誘します。パンフレットを封書で送ってきたり、複数の事業者が次々に電話してくる劇場型の手口も登場しています。

過去にこれらの被害に遭った方に弁護士・探偵を名乗る人物から「被害を回復する」と電話があり、手数料や相談料をだまし取られる二次被害もあります。2020年開催の東京オリンピックなど、話題になっている出来事に便乗して近く業者に要注意です。



- ◎ 過去に未公開株や社債などで被害にあった方が狙われます。「少しでも損を取り戻したい」との気持ちにつけこまれ、被害が拡大しがちです。
- ◎ 電話はいつも留守番電話にするなど、日ごろから気をつけましょう。
- ◎ 特に高齢者の被害が多いので、周囲の方の見守りもよろしくをお願いします。

訪問販売 突然の訪問者に注意!

新聞や布団などの勧誘員が家に来て、何度も断っているのに強い口調で契約を迫られたり、しつこく頼みこまれたりします。

新聞の場合は、高齢者に購読開始が「1年後の〇月から」などとかなり先の契約をさせ、配達が始まって初めて家族が契約に気づくこともあります。

ほかにも無料点検を口実に訪問して不安をあまり、不要な工事や高額な商品の契約を迫るケース（点検商法）もあります。



- ◎ 突然訪れた業者は家に入れないようにしましょう。
- ◎ 一度契約すると、次々と別の契約を迫られたり、別の業者の訪問が増えることがある（次々販売）ので、その場で契約しないようにしましょう。

不当請求 「無料」はホント? そのクリック ちょっと待った!

アダルトサイトの年齢確認で「18歳以上」を選択してクリックただけで登録完了となり、「〇日以内に〇万円支払うように」と請求されます。その請求画面がパソコンに貼り付いて消えないケースもあります。占いや動画サイト等から誘導されることもあります。



- ◎ 利用規約も読まず不用意に「はい」[ENTER]等をクリックしてはいけません。請求に納得がいけない場合は相手には連絡をせず、消費生活センターに相談しましょう。
- ◎ 請求画面の削除方法は(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。

※IPAのHP <http://www.ipa.go.jp/>

多重債務

返しきれない借金を抱え、どう対処していいかわからないという相談が多くあります。



- ◎ ひとりで抱え込まず、ご相談ください。
- ◎ 債務状況や様々な条件を考慮して、適切な専門機関をご紹介します。

ネット通販の商品未着 信頼できるかよく確認!

「支払ったのに商品が届かない」、「届いたブランド品がニセモノだった」などのトラブルです。



- ◎ 事業者の情報(所在地や電話連絡先など)が正確に表記されているか、適切な取引相手かをしっかりと確認しましょう。
- ◎ 価格があまりに安いなど、疑わしい商品には手を出さないようにしましょう。
- ◎ 日本語表記が不自然なサイトや、支払い方法が個人名義の口座への振込みの場合は注意が必要です。

通信販売の返品 取引条件をよく読んで!



- ◎ テレビショッピングやカタログ通販、インターネット通販等の通信販売は申し込む前に十分考える時間があるので、クーリング・オフの対象外です。
- ◎ 購入前に必ず購入・支払い・返品に関する条件等を確認しましょう。

クーリング・オフ制度を活用しましょう!

訪問販売など特定の取引について、一定期間内は無条件で契約を解除できる制度です。

手順

- ① 期間内に書面で通知する。
- ② ハガキの両面をコピーして保管する。
- ③ 郵便局の窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」等で送る。
- ④ クレジット払いの場合は同じ内容のハガキをクレジット会社宛にも送る。

★クーリング・オフできる取引・期間など詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。

ハガキ裏面

通知書
私は貴社と次の契約をしましたが、解除します。
契約日：平成〇年〇月〇日
商品名：〇〇〇〇の契約
販売店：〇〇会社〇〇営業所
支払い済み金〇〇〇〇円は返金し、商品は速やかに引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
差出人 住所・氏名

敷金返還トラブル 退居時の相談多数!

「賃貸住宅の退去時に敷金が戻らない」、「敷金から高額な修繕費を請求された」などのトラブルです。目黒では毎年多くの相談が寄せられています。



- ◎ 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が参考になります。
- ◎ 国土交通省ガイドラインのHP http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html
- ◎ 精算内容に納得できない場合は、貸主や管理会社に書面で申し入れましょう。